

ヘルプマークについて

ヘルプマークとは配慮や支援を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

対象者は？

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、精神疾患のある方など、援助や配慮を必要としている方が対象です。



ヘルプマークを見かけたら、必要と思われる配慮・支援をお願いします。

●列車・バスの中で、席をお譲りください

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。援助や配慮を必要とすることが外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

●駅や商業施設などで声をかけるなど必要なサポートをお願いします

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

●災害時は、安全に避難するための支援をお願いします

障がいなどにより、状況把握が難しい方、自力での迅速な避難が困難な方がいます。

●ヘルプカード(カード型のヘルプマーク)も配布しています

ヘルプカードは、援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのものです。ヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容にそって支援をお願いします。



ハートフル駐車場利用証制度について

鳥取県では、協定を結んだ施設の専用駐車場を優先的に利用できるよう、障がいや高齢などで移動に配慮・介助が必要な方あるいはけがや出産前後で一時的に移動に配慮・介助が必要な方に「ハートフル駐車場利用証」を交付しています。



対象者は？



障がいなどにより
移動に配慮・介助
が必要な方



高齢者*で
移動に配慮・介助
が必要な方



出産前後で
移動に配慮が
必要な方



けがなどで
配慮・介助が
必要な方

*要介護・要支援認定を受けた高齢者

利用証はどうしたらもらえるのか？

申請書と確認書類(障がい者手帳、特定疾患医療受給者証など)によって、次の窓口で申請していただけます。

- ・県内各市町村
- ・中部総合事務所倉吉保健所
- ・日野振興センター日野振興局
- ・県福祉保健課
- ・西部総合事務所県民福祉局

*インターネットからも申請が可能です。



【ご相談＆お問い合わせ先】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
電話:0857(26)7142
FAX:0857(26)8116

